

令和5年第2回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	令和5年3月15日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	3月15日午前9時0分宣告（第4日）
出 席 議 員	1番 岩 崎 真 滋 2番 長 良 俊 一 3番 山 本 隆 史 5番 稲 月 敏 子 6番 植 田 い ず み 7番 山 口 昌 亮 8番 森 田 9番 山 田 仁 樹 10番 窪 12番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	4番 井 戸 太 郎
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 西 脇 洋 貴 副 町 長 植 田 充 彦 教 育 長 岡 弘 明 総 務 部 長 西 岡 勝 三 住 民 福 祉 部 長 寺 口 嘉 彦 事 業 部 長 巳 波 規 秀 教 育 部 長 川 西 貴 通 政 策 推 進 課 長 山 崎 孔 史 総 務 防 災 課 長 松 本 光 弘 住 民 生 活 課 長 浅 井 利 育 健 康 保 険 課 長 乾 充 喜 福 祉 こ ど も 課 長 岡 田 康 裕 観 光 産 業 課 長 酒 井 智 志 教 育 委 員 会 総 務 課 長 浦 井 久 嘉 ま ち 未 来 推 進 室 参 事 寺 口 浩 代
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 藤 本 佳 利 主 幹 高 橋 恭 世 主 査 竹 村 恵
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和 5 年 第 2 回 (3 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

令和 5 年 3 月 1 5 日 (水)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
6	8 番	森田 勝	<ol style="list-style-type: none"> 1 定住促進補助金制度の復活を 2 ふるさと納税の強化策について 3 道の駅「くまがしステーション」を株式会社に 4 自治会加入者減少対策について
7	10 番	窪 和子	<ol style="list-style-type: none"> 1 町民にとってさらに魅力ある町立図書館をめざして 2 交通の利便性の向上を
8	1 番	岩崎 真滋	<ol style="list-style-type: none"> 1 町の防犯灯について 2 災害時の福祉との連携について 3 防災拠点としての役場庁舎について
9	5 番	稲月 敏子	<ol style="list-style-type: none"> 1 季節性インフルエンザの感染拡大について 2 急傾斜地や危険な地盤等の対応について

再 開 (午前 9時00分)

○議 長

皆様、おはようございます。

井戸議員より、体調不良のため、本日の会議を欠席する旨の連絡がありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、これより令和5年平群町議会第2回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

昨日の会議におきまして、延会する旨をお諮りする際に、あと5名の質問者がありますと申し上げましたが、正しくはあと4名の質問者ですので、ここで訂正いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は9名の議員から提出されており、昨日に5名の議員の一般質問が終わっております。本日は4名の議員の質問を順次許可いたします。

発言番号6番、議席番号8番、森田議員の質問を許可いたします。森田議員。

○8 番

皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可を頂きましたので、通告どおり、大きく4点質問いたします。任期最後の質問でありますので、あえて4点質問いたします。時間の制限がありますので、町長をはじめ当局の皆様には、答弁は簡潔明瞭にお願いしまして、質問に入ります。

1点目は、定住促進補助金制度の復活をの質問です。

定住促進奨励金、補助金制度は、人口の増加と定住化により活力あるまちづくりを推進するため、平成26年、2014年4月から若い世代の定住促進補助金、奨励金制度がスタートして、私はある程度の成果があると思っていましたが、2020年12月をもって終了いたしました。ただ、交付要綱によりますと、対象者は令和6年度まで補助金、奨励金を受けることができるようになっており、来年度予算には860万円計上されています。この制度は、年齢が50歳以下との制限があるものの、家屋の固定資産税相当分を3年間補助金、奨励金を交付する制度で、新しく住宅を取得する人にとって、魅力ある制度になっているわけであります。

私は、この制度によって人口が増え、住民税、軽自動車税等の歳入が増え、一定以上の効果があったと思っていたのですが、制度自体が廃止されましたことは誠に残念であります。そこで、この制度の利用状況、費用対効果等を分析、検証して、定住促進補助金、奨励金制度を復活すべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

なお、予算資料によると、申請者のもともとの住居は、町内43件、町内以外の県内が60件、県外が40件、住宅を取得された場所は、菊美台で33件、横原で15件、下垣内で14件と、菊美台以外はミニ開発による住宅取得ではないかと思うのですか、いかがでしょうか。

2点目は、ふるさと納税の強化策についての質問であります。

町のふるさと納税の実績は、令和元年度の件数は419件で寄附額は944万円、令和2年度は971件で1,590万円、令和3年度は1,382件で2,364万円、令和4年度は12月末現在で2,048件で、寄附額は3,078万円と、令和2年以降、急激に寄附金が増えております。この状況をどのように捉え、今後どのような強化策を講じようとしているのでしょうか、お尋ねします。あわせて、ふるさと納税、寄附を受けても、特産品の贈呈の費用を差し引くと、町に幾らお金が残るのでしょうか。また、平群町の住民が町外の自治体にふるさと納税を幾らしているのでしょうか。

なお、予算審査資料によりますと、令和4年度は12月現在、返礼品の1位はイチゴの古都華で、件数は1,598件で全体の74%、金額は1,986万円と65%、2位は酵素玄米御飯で、246件で11%、金額が474万円と15%、3位はバラの花束で68件、218万円となっており、返礼品の古都華、酵素玄米御飯、バラの花束で件数、金額とも88%、ほぼ90%になっているように思うわけでありませう。

3点目は、くまがしステーションを株式会社についての質問であります。

道の駅くまがしステーションは、国の補助金を使って、事業費約6億5,400万円をかけて建設し、平成11年7月にオープンし、その後、平成14年4月にとれたて市をオープンし、運営は町出資の公益財団法人平群町地域振興センターが行っており、令和2年度の来場者は26万人、売上げが4億円、令和3年度は28万人で4億8,000万円、令和4年度は1月現在で24万人、売上げが4億円となっております。

私は、この好調の要因は、イチゴの古都華がテレビに度々取上げられ、古都華が話題になっているものと見ております。町内のイチゴ栽培農家は12軒もありまして、そのうち、この好調を支えておりますのは新規就農者でありまして、この新規就農者を受け入れていただきました辻本農園の辻本忠雄さんと聞

いておりますので、非常に功績が大だというふうに私は見ております。また、新しく駅長になられた中山悟さんの人脈、発信力によるものが大きいと思っております。先ほど申し上げました辻本農園のイチゴの古都華は、一般社団法人日本野菜ソムリエ協会主催のいちご選手権で見事銅賞を受賞したと聞いております。

そこで、町はこの道の駅の土地建物を現物出資して、株式会社として金融機関、生産者、住民から50%を出資いただくことで、町にお金が入り、道の駅の経営の独立性、自由度が高まるものと思うので、株式会社化すべきと考えます。仮に道の駅の価値が5億円とすると50%、2億5,000万円が町に入り、10億円とすると5億円が、町にお金が入るわけです。お金がない町としては、道の駅を株式会社化することは検討に値するのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

来年度の予算書によりますと、道の駅の活性化センターから納入金890万円、商標使用权24万円が入り、逆に道の駅の駐車場の土地借上料95万円が町から出ております。差引きしますと、800万円が道の駅関連で町にお金が入っていることになっているわけであります。

4点目は、自治会加入減少対策についての質問であります。

近年、若い世帯で自治会に加入しない世帯が増えており、加えて、高齢者世帯が自治会を脱会する、辞める世帯が増えているわけであります。その主な理由は、若い世代は自治会に入るメリットがない、ダブルインカムで、共稼ぎで自治会活動に時間が割けない。そして、高齢者世帯では、体力的に自治会の役員が務まらないということをよく聞くわけであります。

町は自治会を通じて、町広報紙の配布に限らず、町政について自治会経由で連絡していることが多いわけで、この事態をどのように捉え、今後どのような対策を講じようとしているのかお尋ねします。

最近、住民の方から、マイナンバー手続について、何の町からの連絡がない、おかしいのではないかと。きっちり税金を納めているのにということ、納得できないという電話が入りました。そういうことで、やはり町から住民に対する連絡が、非常に今現在、欠如しているというふうに思うわけでございます。

以上、質問は4点です。よろしくお願いたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、森田議員の1項目めの定住促進補助金制度の復活についての御質問にお答えいたします。

定住促進奨励交付金事業の費用対効果等についてでございます。平成28年度から令和4年度までの7年間では、申請者は364名で、奨励交付金額は約6,130万円となっており、令和6年度までの最終の見込額は7,400万円と見込んでおります。このうち、申請者を対象としたアンケート調査により、交付金制度を知っていた方の中から、住宅の購入の判断の一つとなった方は全体の約25%であり、令和6年度までの住民税等の税収効果額としましては約1,700万円となっており、今後も引き続き税収が見込まれ、住民が増加することで地域の活性化にもつながっていくものと考えております。

また、定住奨励交付金事業に代わる事業として、令和5年度では国・県の補助金を活用した支出を抑えた形で、移住支援金及び結婚新生活支援金交付の新規事業に取り組んでまいりたいと考えていることから、現時点におきましては、定住促進奨励交付金の事業の復活は考えていない状況でございます。

以上でございます。

○議長

長
森田議員。

○8番

今、部長からですね、非常に効果があったというふうに答弁があったわけですが、すけれどもね、やはりですね、この制度、私はいいい制度だと思うんですね。この奨励金制度が終わってから、固定資産税が、建物がある限り続くわけですね。続くわけじゃないですか。だから、今、検討してないと言うが、私は検討する値があるんじゃないかなと。人口も増えてるわけじゃないですか。だから、私は今言う、総務部長の答弁が納得できない。もう一度検討すべきじゃないかというふうに思うんですけども、その辺、効果額をもう一度答弁いただけませんか。

それとですね、この制度によって住民が移られた方で、新生児、何人生まれてるんでしょうか。その辺、もう一度答弁ください。

○議長

長
総務部長。

○総務部長

効果額でございます。再度回答ということで、全体の25%が住宅の購入の判断の一つになったという方の税収の効果でございます。約1,700万円となっております。これにつきましては、一定の事業効果があるということで判断はしておるんですけども、毎年約1,000万円程度の補助金が必要となっております。緊縮予算ということで、令和5年度からは、同じ答弁ですけども、補助金を活用した事業の取組としております。現時点では復活は考えていない

んですが、引き続き定住促進については模索しながら、当面は補助金を活用したということになります。取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

あと、新生児でございます。ちょっと代わります。

以上です。

○議長

まち未来推進室参事。

○まち未来推進室参事

期間中の新生児、何人生まれたかという御質問でございます。

実数につきましては、令和2年から4年までの実数については押さえております。その間の出生数につきましては44名となっております。実施してからの、令和4年までの7年間、同数で推移したと仮定した場合の7年間につきましては、出生数につきましては約100名という形で御理解いただけたらと思っております。

以上です。

○議長

森田議員。

○8番

再度お尋ねしたんですけれど、今、25%の方の税收効果というふうに理解したんですけれども、やはり全体で捉まえないといけないんじゃないかなと思うんです。今、364件だということですから、360人の税收効果が幾らあって、例えば住民税の効果が幾らあって、軽自動車税の効果が幾らある。それで差引きしないと効果額は出ないと思うんですけれども。

それとですね、今、参事から説明ありました新生児、この制度で100人ぐらいが見込まれると。実績で44名で、今後、類推すると100名ぐらいになる。これ、非常に私、効果があるように思うんですよね。このことについては答弁は要りませんが、そういうことも踏まえてまちづくりをしていかないといけないんじゃないかなと思うんですよね。この制度がなければ、平群町の新生児は80人を完全に切るわけじゃないですか、年間。だから、先ほどの効果について、もう一度答弁をくれませんか。

○議長

まち未来推進室参事。

○まち未来推進室参事

効果についての御質問でございます。

繰り返しになりますけれども、平成28年から令和4年までの7年間の利用

実績に対しまして、転入世帯の住民税から奨励交付金の額を差し引いた額に対しまして、この制度の効果ということでありますので、この交付金制度を知っていて、住宅の購入の判断の一つになった申請者の割合が25%としておりますので、効果につきましては、住民税に関しましては約590万円の効果があったと考えております。

固定資産税につきましても、効果の内容につきましては、転入世帯の新築の家屋に対する固定資産税ということで、それにつきましても、制度の実績ということで、25%の試算をしております。固定資産税につきましてもは約850万円の効果があると捉えております。

軽自動車税につきましては、これはちょっと推測で回答させてもらうんですけども、転入世帯の約半数が軽自動車を所有していると仮定させていただきまして、これも25%の効果ということで、約85万円を見込んでおりまして、先ほどから答弁させていただいておりますように、全体の効果額につきましては、約1,700万円という形でお答えさせていただきます。

以上です。

○議長

森田議員。

○8番

時間が限りありますので、あんまり質問、長々としたくないんですけどね、転入者だけの固定資産税だけでは駄目だと思うんですね。新築された方の全体の固定資産税をつかまないといけないと思うんですね。転入者、町外から移られた方ということではですね、全体を見てないんじゃないかなと思うんですね。建物を建てた方は家屋の固定資産税を払うわけですから、そういうことも含めて、もう一度復活について検討していただきたい。

私はこの制度そのものを復元してくれということを申し上げてるわけじゃないんですね。以前も申し上げましたように、平群町の予算書を見たところですね、伸び代があるのは、家屋の固定資産税とふるさと納税以外ないんですよ。伸び代があるとすればね。だから、私は、税務課の資料を頂きましたんですけども、増築・新築をすると、1軒当たり15万円固定資産税が入る、滅失すると2万円減る、差引き13万円が町に残るということで、逆に言えばですね、新築を奨励するような制度も考えるべきじゃないか、そうすることによって固定資産税が増えるんじゃないかなというふうに思うわけですね。

そういうことで、もう一度検討を促すということで、この質問はこれで結構です。時間がありますので。

○議長

総務部長。

○総務部長

続きまして、2項目めのふるさと納税の強化策についての御質問にお答えいたします。

ふるさと納税の強化策につきましては、これまでに町ホームページやふるさと納税ポータルサイト、ふるさとチョイス、楽天を活用したPR活動と、令和4年度からは中間委託事務を導入し、各ポータルサイトに掲載する写真を一新し、より目を引く内容にリニューアルをしております。令和5年度においても、この中間委託事務を効果的に活用しながら、一定のルールの範囲内において新規の返礼品の開拓が必要であり、魅力的な返礼品の拡充や、単独では出にくい返礼品の組合せ、古都華のさらなるPRの強化、酵素玄米のように人気のある返礼品など、様々な角度から検討してまいりたいと考えております。

また、返礼品の開拓には、返礼品の提供に御協力いただける事業者の御協力が不可欠であり、これまでも広報や事業所への訪問等により募集をしております。令和2年度当初50品目だったものが、現在、73品目に増加をしております。今後も引き続き新たな返礼品の開拓と、多種にわたる返礼品の増加に努めてまいりたいと考えております。

次に、特産品、贈呈品や経費等の費用を差し引いた、最終的に町に幾らお金が残るかについてですが、ふるさと納税の返礼品を含む募集経費については、総務省の通知により5割以下とされており、本町における寄附額に対し、残る金額としましては、令和3年度では寄附額2,364万1,000円に対し、残る金額は1,410万9,000円、令和2年度では寄附額1,590万1,000円に対し、残る金額は1,023万7,000円となっています。

また、平群町の住民が町外の自治体等に行ったふるさと納税は、令和3年度は7,726万7,000円、令和2年度は6,610万5,000円となっています。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○8番

ありがとうございます。近隣のふるさと納税を私もネットで調べてみたんですけども、2021年ですね、三郷町は612件で804万円、斑鳩町は1,178件で3,050万円、安堵町は81件で437万円、王寺町は3,140件で3,900万円となっており、平群町はぼつぼつ頑張っておられるんじゃないかなというふうに理解しております。

先ほど申し上げましたようにね、返礼品を増やしたからというて、ふるさと納税は増えない。先ほど申し上げましたように、イチゴと酵素玄米御飯とバラの花でほぼ90%なんですよね。部長が、今答弁ありましたように、魅力ある商品を開発することに限られてるんじゃないかなというふうに思うんですよ。私も町外のふるさと納税をするときに、やはりもらいたいものが、どんなものがあるかということでトライするわけですから、私は品目を増やすことはあんまり重要視しなくてもいいんじゃないかなと思うんですよね。

2位の酵素玄米御飯。皆さんも御存じのように、玄米御飯ってばさばさで、食べてもおいしくない。四、五年前です、ある方のお宅を訪問してですね、酵素玄米御飯を食べたんですけど、これ、もちもちしておいしい。この商品はどこが作ってるかというところ、平群の駅前のオーガニックレストランのイマジンさんというところが作っておられるんですよ。いつ開いてるか分からんような店です、本当に。失礼な言い方かも知れらん。そこが作った商品がヒットしてるわけじゃないですか。だから、そういう商品を開拓するために知恵を出さないといけないんじゃないかということ言ってるわけですね。

それともう一つお尋ねしたいのは、町外の寄附金、令和3年度で7,700万円あると。これは、交付税算入があるというふうに聞いてるんですけども、マイナスになるわけですから、逆に言えば町が、住民税が。どのような状況になってるのか、ある県会議員のビラでですね、交付税算入があるというふうに新聞折り込みがありましたので、当然、これに対して、7,700万円が出てるんだけど、町としては幾らお金が戻ってくるのか、その辺のことをもう一度答弁いただけませんか。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいまの御質問にお答えいたします。

住民の方が町外の自治体へふるさと納税をした場合ですね、令和3年度でしたら約7,700万円ということでございます。実際、これ、マイナスの税収になるんですけども、交付税算入はそのうち75%算入されることとなりますので、結果的には4分の1が実際の減収分となります。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○8番

ありがとうございます。そうすると、差引きですね、ほとんどお金が残らな

い。ふるさと納税については、現状ですよ、ほとんどお金が残らない、交付税算入になってもということですよね。だから、金額は増やさないといけないということと、逆に言えば、町外にふるさと納税する方をできるだけ抑える、こんなこと言えないんですけどね。よく分かりました。ふるさと納税に対することは、町のPRになるかもわからんけども、町としてはそんなに、今分かったことなんですけどね。PRになるけども、魅力、そんなにないんじゃないかというふうに今、数字的にですよ。はい、分かりました。

この問題はこれで結構です。もう一度返礼品について、本当に知恵を出してもらいたいというふうにお願ひしまして、この質問はこれで結構です。

○議長

事業部長。

○事業部長

続いて、森田議員御質問の3項目めです。道の駅くまがしステーションを株式会社化にについてお答えいたします。

道の駅くまがしステーションについては、施設の設置目的である高品質農産物の産地形成と農業構造改善を図る拠点として設置された公共施設であり、町の農産物や加工品の販売、観光資源などの情報発信、地域住民の交流の場として利活用されています。この施設は、農業者支援と農業振興が最大の目的であり、とれたて市でも農業者の営農意欲が高まるよう、販売手数料をできるだけ安く設定し、利益配分を手厚くするなど、生産者の営農努力を引き出しています。

あわせて重要なことは、指定管理先の地域振興センターが非営利組織である公益財団法人であるため、公益目的事業については収支の合計がおおむねプラス・マイナス・ゼロとなるべきであり、収支相償で一定以上の利益をため込むことができず、仮に利益が出た場合でも、2年以内に全て公益目的事業に使われることが前提となる法人であることです。

株式会社化となると、財産処分についても多くの制約があり、補助金返還のリスクもあり、併せて、当然利益追求が前面に出て、公益事業の比率が減少する懸念が大きくなります。また、生み出された利益は株主に配当されることから、株式会社に移行させるメリットは特にないと考えます。また、生産者と公益財団法人との信頼関係で成り立っている現在の管理運営の形態を変えることは、営農意欲や農業生産性の向上に悪影響を与えることになり、この施設の目指す目的にそぐわないものと考えます。さらに、現状において、公益財団法人地域振興センターにおいて公益的な目的に沿った的確な運営がなされており、今後ともこの施設の目的を達成できるよう、さらに発展に向け努めてまい

ります。

以上でございます。

○議 長

森田議員。

○8 番

当然、公益法人ですから、それは法的な制限を受ける。補助金を受けてるから、そんなことは当然理解できるわけですよ。けども、今、平群町が一番困ってることは、お金を生み出すことじゃないかなというふうに思うんですよ、私は。お金を生み出すことをいかに考えるかと。それは、職員は当然のことですし、議員もやはりアドバイスしていくべきだというふうに私は思うんですよ。

それで、実際に道の駅を株式会社化してるところがあると思うんですよ。それは調べていただいたでしょうか。当然、運営だけかもわかりませんが、株式会社で運営しておるところもございますしね。やはり今のやり方が正しいというんじゃないくて、お金を生み出すために何をすべきかということをおは考えるべきじゃないかというふうに思うんですよ。平群町も、もうかる平群町にしなければいけないというふうに私は思うんですよ。だから、その辺のことをどういうふうに調べられたのか、分かってるんであればお答えください。分かってなければそれで結構です。もう一度質問しますから。

○議 長

事業部長。

○事業部長

今、議員が御質問されましたように、お金を生み出すこと、平群町の財政状況を考えましても、当然我々もそれを重要と考えております。ただ、道の駅の件ですね、先ほども申し上げましたが、あくまでも公益財団法人が運営する施設でございます、先ほども申しましたけども、この施設の最大の目的はやはり農業者支援と農業振興が、それが目的であります。株式会社化となりますと、当然、利益の配分ということが大事になってまいりますので、その辺がですね、公益目的事業を行う公益財団法人との大きな違いとなっております。公益財団法人はより公益性が求められるということで、これは公益財団法人の法律にもうたわれているところでございます。

あと、実際に株式会社化された道の駅があるということでございますけども、今、私が調べた限りでは、そういう例はあったかと思えます。もうかるようにすべきではということではございますが、当然、利益を求めることも大事でございますけども、道の駅というのは、やはり利益の追求を目的とするような施

設ではございません。公益財団法人地域振興センターにおいては、公益目的事業と収益目的事業というのもやっておりますけども、公益目的事業の比率が当然半数以上なければいけませんので、収益目的事業をやっておりますけども、やはりこの道の駅の設置目的に照らし合わせたときにですね、株式会社化することについてはかなりの疑問を生じるということで、株式会社化については、検討する考えはないということで御答弁とさせていただきます。

○議長

森田議員。

○8番

公益財団法人のことを私、聞いているんじゃないわけですよ。実際、道の駅で株式会社化してるところがあるわけですよ。今の現在のくまがしステーションを見た場合、2階の研修室、調理室等は、所期の目的のような使われ方をしてないと思うんですよ。ヨガをやったり、絵画教室をやったりですね、本来の目的じゃない使われ方をしてるわけじゃないですか。例えば、道の駅の2階の研修室ですね、団体客の食堂に利用したら、単価設定2,000円で、1回45人を受け入れて、20回を月に受け入れるとですね、3,200万円ぐらいの売上げができるわけじゃないですか。だから、例えば今、調理室をほとんど使っていないと思うんですよ、2階の調理室。そんなところで、例えばお餅を作るとかね、ケーキを作るとか、そういうことによってですね、今、道の駅の売上げのほとんどが委託販売か仕入れ商品なんですよ。自分とこの自助努力で経営をしてるのは、レストラン以外ないんですよ。だから、そういうことも含めて、町長、副町長、1回考えて。副町長は理事長ですから、当然そういうことも考えてですね、そういう、先ほど言いましたように株式会社化することによって経営参画意識が住民の中に湧いてくるわけじゃないですか、生産者に。実際にやっているとこがあるわけで、私もその道の駅で物を買ったことがあります。株式会社になってました、そこは。

だから、長くなりますので申し上げますが、公益財団法人のことを聞いているわけじゃないんです。経営を、株式会社にすることのほうがメリットが大きいんじゃないかということをお願いしてるわけですよ。今、道の駅は所期の目的どおり使われてない、特に2階の施設については。だから、そういうことで、もう一度検討を促して、この質問はこれで結構です。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、4項目めの自治会加入者減少対策についての御質問にお答えいた

します。

自治会の活動については、その地域に住んでおられる住民同士が、助け合いや協力をし合いながら、住みよい地域づくりのため活動をされており、自治会の位置づけとしましては、自主的かつ任意的な団体であり、加入についても個人の意思によるものであることから、自治会から脱退される世帯があるということについても認識をしております。

自治会加入については、デメリット・メリットはありますが、特に災害が発生した場合などにおいては地域のコミュニティーが重要視されており、大規模災害が発生した場合には、行政による公助には限界がありますので、自分の身は自分で守る自助や、家族や自治会などの地域コミュニティーによる共助が重要となっております。住民の方から自治会の脱退などの相談があった場合には、このような地域のコミュニティーの重要性を説明しながら対応しており、平群町自治連合会との協議により、町広報紙により、毎年12月に自治会活動の紹介をし、自治会からの脱退の抑制に努めているところでございます。

また、自治会加入者の減少対策については全国的な課題となっておりますので、引き続き自治連合会の意見や情報収集を行いながら取り組んでまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○8番

ありがとうございます。私、平成27年12月にですね、今回と同種の質問をさせていただきました。町からの自治会への委託業務の見直しについて求めましたが、そのときと一向に変わってないですね。7年たちましても一向に変わってない。

そうすると、今、町は自治会の加入率をどのように捉まえているのか。それでですね、一応、自治会の加入率が下がってですね、町は本当に困ってないのか。その2点、お尋ねします。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいまの御質問にお答えします。

現在、自治会の加入率ということで、住基から見ますと、10年前の24年度では90.8%に対しまして、令和4年度では84.9%と大きく減少しております。このことについては、自治会を含めまして町の、全国的なことであ

りますけども、課題となっておりますので、その都度に自治連合会と協議しながら、対策について話をしているところでございます。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○8番

いや、困ってないかどうかというの、答弁くださいよ。困ってないんですか、今、総務部長。自治会の加入者が減っても、町としては何ら困ってないんですかというふうに聞いてるわけです。私は困ると思うんですよ。町の意味伝達が、特に若い人はスマホか何かで検索されてると思うんですけれども、お年寄りの方はそういうことができないんじゃないかなと思うんで、非常に困っておられるんじゃないか、町としてお困りじゃないかなと思うんですけれども、その辺のこと、もう一度答弁ください。

○議長

総務部長。

○総務部長

再質問にお答えします。

現在ですね、総代・自治会長の皆さんには、町の様々な取組を手伝っていただいております。日頃の自治会活動のほか、その上で町の広報の配布、いろいろお願いをしてるわけですが、自治会が、脱退されることが、減ることについて、自治会の運営が大変ということになりましたら、これまでお願いしてた分が大変になるということで、減ることについては今後、心配されている、懸念されるところでございます。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○8番

いや、心配されるのは分かってるんですけども、心配をどう対策するかということが大事だと思うんですよ。町としては困らないんですかって、そういうことをやられて。今、6ポイントも下がってるわけじゃないですか。困らないんですかというんです。住民の方が困るのは当然、本人ですから。

それと、以前も議会でも問題になってたと思うんですけども、広報紙を配布すると幾ら増えるんですか、歳出が。電気代が幾ら増えるんですか。街灯の半分を町が負担してると思うんですけども。その辺、分かればもう一度答弁ください。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、広報紙の配布につきましては、今までもいろいろ御指摘等いただいております。そういった中で、平群町といたしましても、近隣でやってるシルバー人材センターさんとかそういった部分、そしてまた業者を使った配布を考えた場合に、今現在、ざっとですけれども、そういった業者に頼んだ場合、大体、年間で1,000万円ぐらいかかるかなというような算出はしております。

以上でございます。

○8 番

電気代。

○議 長

総務部長。

○総務部長

すみません、防犯灯の電気代については今、手持ち資料がないので、後ほどまた報告させていただきます。

○議 長

森田議員。

○8 番

電気代、分からへんけど、何%負担してるんですか、町は。50%でしたかね。

で、1,000万円ですから、逆に言えば、町として困ってなければそれでいいと思うんですけども、町として本当に加入者が減って困るのであれば、私は1,000万円を負担して、逆に言えば広報紙の配布を外部委託すべきだというふうに思うんですけども、負担比率だけ、もう一度御答弁ください。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

防犯灯の自治会への負担です。こちらについては、半分ということではなくて定額で、今議会において要綱を提出させていただいておりますが、1基当たり80円ということで提出させてもらってます。

○議 長

森田議員。

○8 番

ありがとうございます。分かりました。この問題ですね、本当に町として負担になるわけだと思いますので、もう一度真剣にお考えいただきたい。これは平群町だけじゃなくて日本全国、同じ問題が起こってると思うんですね。

そういうことで、最後にですね、自治会に入らない方、辞められる方だけでなく、私どもの春日丘自治会で、代表というんですか、自治会の会長をやられた方が、10年で3人辞めておられるんですよ、自治会を退会されてるんですよ、聞くところによると。そういう方も含めてですね、やはり1回実態調査すべきだというふうに私は思うんですね。実態調査して対応策を講じる必要があるんだというふうに思います。

このことを申し上げて、私、任期最後の一般質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長

それでは、森田議員の一般質問をこれで終わります。

午前9時55分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時45分)

再 開 (午前 9時55分)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号7番、議席番号10番、窪議員の質問を許可いたします。窪議員。

○10番

10番、窪でございます。それでは、ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただいております2項目について質問させていただきます。

今議会が、私にとって最後の一般質問となります。私は、平成15年4月の平群町議会議員選挙におきまして初当選させていただいてから、5期20年、平群町議会議員として、微力ではありますが、町政の発展に努めさせていただいてまいりました。これもひとえに町民の多くの皆様に御支援を頂いたたまものと感謝申し上げます。また、西脇町長をはじめとする理事者の皆様、議員各位の皆様、そして職員の皆様にも多くの御交誼を賜り、この場をお借りをいたしまして、心から感謝と御礼申し上げます。大変ありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。大きな1項目めは、町民にとって

さらに魅力ある町立図書館を目指してについて質問をいたします。

本町の図書館は令和2年4月、コロナ禍の中、オープンと同時に閉館期間を余儀なくされましたが、ウィズコロナの中、ボランティアの皆様の御協力も得ながら、司書の皆さんを中心に、全力で運営に取り組んでいただき、まず感謝申し上げます。

さて、図書館の役割については、昭和25年に図書館法が制定され、公共図書館は図書をはじめとする様々な情報を住民に提供することで、住民の生涯学習を支える重要な施設であります。現在、公共図書館は生涯学習施設であるだけでなく、地域における情報センター、住民の課題解決を支援する役割、コミュニティ形成を支援する場としての役割等が求められ、住民は誰もが等しく図書館サービスを受ける権利を持っており、工夫と配慮がなされなければなりません。

令和5年度町政執行方針で、西脇町長は「図書館施設の持つ機能を最大限生かし、新しい平群の情報発信センターとして生涯学習、社会教育の拠点化を進めるとともに、学校、園、関係団体との連携を深めながら、子ども読書活動の推進を図ってまいります」と述べられました。平群町は高齢化率が38.7%と高く、また、昼夜間人口比率が74.7%と県内市町村では最も低く、そのような町の形態の中、高齢者も含め、子育て世帯、障がい者、妊婦、乳幼児など、来館されにくい方々への図書館サービス等を充実させることが求められています。

そこで、全ての方が利用しやすい魅力ある図書館を目指して、本町の取組をお尋ねします。

まず1点目、利用状況についてお尋ねします。

2点目、今後の本町の図書館の役割をどのようにお考えかお尋ねします。

3点目、質の高い図書館にするためには、古い本を入れるのではなく、新しく魅力的な蔵書をすることが一番大事であります。そこで、本町の蔵書数の目標に対する取組をどのようにお考えでしょうか。また、資料費の予算額は大変低い現状のため、予算確保の手だてをどのようにお考えかお尋ねします。

4点目、これからさらに高齢化率が高くなる中、坂道が多く、足の悪い高齢者や、介護されている方やされる方、さらには妊娠中や授乳期の幼児を育てている方などは、図書館に来れないことが予想されます。今後、図書館に来れない人への図書館サービスが必要となります。具体的には、移動図書館の訪問サービスとして、図書館の軽自動車に図書のコンテナを乗せて、要望のある自治会館などに配本する移動図書館の訪問サービスや、生駒市が取り組んでおられる宅配サービスが必要になると考えますが、実施するお考えをお尋ねいたしま

す。

五つ目、電子図書の導入については、これまで何度も質問してまいりましたが、パソコンやスマートフォンからインターネットを通じて図書の閲覧を行っていただくサービスを提供するもので、図書館に一切来館することなく読書いただけるということで、コロナ対策という側面もあり、国の地方創生臨時交付金を活用し、導入された自治体も多くありました。事業効果として、端末さえあればどこでも利用できるということで、来館時間の確保が難しい方や、障がいをお持ちの方や、高齢の方にも十分御利用いただけます。また、町内の全小中学校の児童・生徒に、GIGAスクール構想としてタブレット端末の貸与を行っているため、これを活用することで、図書館に行かずとも多くの図書に触れることが可能となりますので、朝の読書時間や授業の際にも活用が可能で、学力向上にも役立ちますが、ランニングコストが高いため、本町のような町村では未導入が多い現状です。

そのような中、長野県は県内の自治体が、県立図書館を中心に共同利用を行っております。本町も奈良県立図書情報館への共同利用の要望が必要と考えますが、どのようにお考えでしょうか。また、電子図書の必要性について、本町のお考えをお尋ねをいたします。

六つ目、子ども読書活動推進計画については、私も策定委員長として、平成25年に第1次計画が多くの皆様の御尽力のおかげで策定され、はや10年がたちました。全国でも効果が出ており、国は早くも第5次計画を目指しており、本町も第2次計画を策定し、現代の課題に対応していくことが必要と考えます。また、策定に際しては、専門的見地を持った経験豊かな職員のコーディネートによる全庁的な取組が求められることとなりますが、対応についてどのようにお考えかお尋ねします。

7点目、学校図書館の環境整備と機能充実のため、学校司書の配置状況とその役割についてどのようにお考えか。また、図書購入費等をしっかり予算化して、現状を後退させることなく、魅力ある学校図書館を整備・充実すべきではないでしょうか。また、町立図書館と学校図書館のさらなる連携が重要と考えますが、いかがお考えでしょうか。

最後、八つ目、町立図書館の職員体制についてであります。住民の方々により充実したサービスを提供するためには、司書の資格のある専任の専門職館長が必要とこれまで求めてきたところではありますが、現状の体制と今後の見通しについてどのようにお考えかお尋ねをいたします。

次に、大きな2項目めは、交通の利便性の向上をについて質問をいたします。

平群町は、緑や自然に囲まれたすばらしい町です。坂道が多く、移動が大変

な状況のため、町民の各世代の皆さんが、交通の利便性の向上が最も重要な課題であると認識されておられます。さらに高齢化が進み、交通の利便性の向上対策は待ったなしであります。

現在、本町の地域公共交通等の現状は、デマンドタクシーの試験運行、コミュニティバスの運行、NC路線バスの運行、福祉有償運送、月4回利用限定のみです。住民の皆様が安心してこの平群の町で住み続けていただくために、公共交通の移動手段の充実は今後のまちづくりに重要な課題であるため、質問をさせていただきます。

デマンドタクシーのさらなる充実について質問させていただきますが、昨日、馬本議員からも御質問がありましたので、また再度、よろしく願いいたします。高齢者の皆様安心して生き生きと過ごしていただけるよう、交通手段の充実を行うため、令和3年10月1日より令和6年3月までの約3年間をかけて実証運行中の中、私も皆さんと同様、多くの御意見や御要望をお聞きをしております。

まず、道幅の狭い山間地域には、現行のデマンドタクシーが大きくて乗り入れできなく、利用したくても利用ができないとお声です。今後、軽自動車の導入も検討が必要と考えますが、どのようにお考えでしょうか。

また、御承知のとおり、これまでから近大病院や西和医療センターへの乗り入れを求める声が多く寄せられております。来年の本格運行を目指し、町外を含む運行区域の拡大実施が必要であります。どのようにお考えでしょうか。

現在、運行時間は午前9時から午後4時までですが、運行時間も前後の延長を望まれる声が多くありますが、どのようにお考えでしょうか。

二つ目、コミバスの利便性向上について質問いたします。コミバスは誰もが利用できますが、さらに利便性の向上が必要なために、皆さんの声を今後どのようにお聞きをして反映して、乗りやすいコミバスにするのか、また、来年の見直し時期についてもお尋ねします。

三つ目、タクシーの導入についてであります。タクシーは従来、平群駅前に2台常駐していた車両が、令和元年6月より撤退し、タクシーを呼んでもなかなか来てもらえない、予約が取れないと大変困られ、何とかならないかとお声も多く聞いてまいりました。先ほどのデマンドタクシーは利用要件が65歳以上で、コミバスと同様に土日祝は運休で、さらに運行時間帯や要件もあり、夜を含め、急を要するときなど、タクシーが来てくれないときは陸の孤島になり、移動が本当に困難となります。再度タクシー会社と交渉して、タクシーの利用しやすい環境整備が必要であります。いかがお考えでしょうか。

4点目、シニアカーの利用できる鉄道駅の周知をについて質問します。国土

交通省は2018年4月1日から、シニアカー・セニアカーを鉄道で利用できる際の基準を大幅に緩和し、シニアカーを購入した人や、各店舗などでレンタルした人なども、事前に鉄道会社に連絡すれば鉄道に乗れるようになりましたが、まだまだ御存じのない方が多いため、周知が必要と考えますが、どのようにお考えでしょうか。

最後、5点目、近鉄竜田川駅のバリアフリー化の進捗状況についてお尋ねします。この件については、これまでから何度も質問をさせていただいてまいりましたが、これまでの答弁でも、近鉄との交渉で、竜田川駅の階段の幅は狭くなるが、バリアフリー化が可能であると大変前向きな御答弁も頂いております。そして、公明党として、近鉄本社に早期バリアフリー化を求める会の皆様と3,242筆の署名を提出し、近鉄側も竜田川駅のバリアフリー化は必要と認識していると理解を示されております。

近鉄竜田川駅は、御承知のとおり無人駅であり、鉄道乗降に人の手が必要な障がい者や、高齢者や、階段の利用が難しい方にとっては、改札からホームまでの11段の階段の上り下りに大変不便を強いられておられます。王寺駅との遠隔操作対応用のインターホンもありますが、聴覚障がい者は利用できません。また、予約がなければ利用できず、王寺駅から駅員が到達するまで約1時間かかるそうです。

バリアフリー化が早期に着手できれば、大きく改善し、障がいがあっても、可能な限り不便を感じず鉄道を利用できる環境整備が必要です。県下で無人駅も増加しておりますが、近鉄生駒線では、無人化でバリアフリー化されていない駅は竜田川駅のみであります。本町もますます高齢化が進み、鉄道を利用しなければならなくなるのに、近くに駅があっても利用できない。平群町にとっては大きな課題であり、スロープ等の設置による早期バリアフリー化を、近鉄をはじめ、奈良県にもこれまでから鋭意努力をしていただいていたまいりましたが、進捗状況についてお尋ねをいたします。

以上、端的に明快な御答弁をどうぞよろしく願いいたします。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、窪議員、大きな1点目の、町民にとってさらなる魅力ある町立図書館を目指してについてお答えをさせていただきます。

まず1点目です。図書館の利用状況につきましては、予算審査特別委員会で追加資料として提出させていただきましたが、3月の見込み人数を加味しますと、令和4年度の貸出し延べ人数が約2万5,600人、貸出し冊数は約8万

4, 160冊となる見込みです。また、年間の蔵書の貸出し冊数を保有蔵書冊数で割った数字である蔵書の回転率では、令和3年度では1.6回で、県内町立図書館中2位という状況でございます。

次に、2点目です。本町の図書館の役割についてであります。少子高齢化、高度情報化、国際化が進展する社会情勢の中で、住民に多種多様な資料を提供し、また、生涯学習を促進する場所であると考えます。簡単に申し上げますと、住民の知る権利を保障し、学習を支えることで人々が幸せに暮らせることを支援する大変重要な役割があるというふうに認識しております。

3点目でございます。本町の蔵書数の目標に対する取組及び予算確保の手だてについてですが、本町図書館の収容想定冊数は8万冊ですが、本の大小により、実際には約7万冊を目標としております。令和5年1月末現在の蔵書数は5万6,474冊でありますので、目標達成にはあと1万3,526冊増やすことが必要ということになります。目標達成に向けましては、現行の予算、雑誌、新聞やら図書の本を全部含めまして、245万円を維持し、長期的な視点に立って、質のよい新刊を増やすことを基本として予算確保に取り組んでまいります。さらに、他の図書館との相互利用による図書の借受け等により、利用者のニーズに応えていきたいというふうに考えております。

四つ目であります。移動図書館として、訪問サービスまたは宅配サービスの実施につきましてですけれども、図書館の役割を考えますと、対応していかなければならないと考えます。まずニーズ調査や本町に合ったサービス体制の確立が必要となってまいります。最終的には図書館関係のボランティアの方々のお力もお借りしなければならないというふうに考えております。

5点目でありますけれども、電子図書導入につきましては、議会から提案があり、令和2年度のコロナ交付金を活用して導入できないかと検討しました。結果としましては、継続利用に対する財源確保が難しい、新刊のうち電子図書で提供されるのは少ないなどの理由から断念した経緯がございます。

奈良県立図書情報館への要望についてですが、令和4年度から実施された全国初の長野県内の自治体と県立図書館を中心とした電子図書の共同利用の事例を見ますと、システム等の初期及び維持費は県が、電子図書購入費用は各市町村の人口割、均等割で分担となっております。単独導入よりは安価であると考えられますので、今後、奈良県立図書情報館へ要望してまいりたいと考えております。

電子図書の必要性につきましては、世の中のデジタル化から見ても必要であると認識しますが、財源等の課題もありますので、今後、実現可能な方策を探ってまいりたいと考えております。

次、6点目であります。平群町子ども読書活動推進計画についてであります。本町においても10年が経過し、大きな成果が上げられているところでもあります。今後、現代的な課題に対応し、これからの平群町の子どもたちの読書環境を充実させていくために、この計画を改めて見直し、新しい方向で取り組んでまいりたいと考えております。

7点目であります。学校司書の配置状況及び役割については、3小学校、中学校に各1名の学校司書を配置しております。学校図書館は読書支援、授業の支援、教員の支援の三つの機能がございまして、この重要性を認識し、学校教育の中心施設として充実してまいりたいというふうに考えております。

町立図書館と学校図書館との連携につきましては、蔵書の相互利用や職員間の意見交換など、連携を進めてまいりたいと考えております。

最後に8点目でございますが、現状の図書館職員の体制についてですが、現在、館長は他の施設との兼務の配置、主任司書1名を含む司書を複数名配置しております。

また、専任の専門職の館長配置ですが、令和3年度からこの体制でまいっておりますが、その必要性につきましては認識しておりますので、今後、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

窪議員。

○10番

大変ありがとうございます。まず、利用状況については、大変御努力をいただいているというふうに私は認識いたしました。回転率、いろんな捉まえ方があると思いますが、今、平群の町立図書館にある本がほとんど見ていただいていると、貸し出されてるということで、1.6ということで、県内町立図書館で2位ということでもあります。本当にいい本がたくさん、数は少ないですけども、目標を達成してなくても回転しているということは、本当に皆さんの御努力のおかげかなと評価をさせていただきたいと思います。

そして、本町の図書館の役割についてですが、最後に言われた、人々が幸せに暮らすことを支援する大変重要な役割があると部長がおっしゃいましたけども、そのとおりであると思います。今や、この図書館というのは、無料の貸本屋ではないということでもあります。いろんなネットで見ましたら、島根県ですかね、鳥取県かな。本当にすばらしい、建物が大きいとか小さいとかではなくて、魅力ある図書館づくりをされておりますので、本町もいろいろ研究をしていただきたいなと思います。

そして、三つ目の蔵書数についてであります。今、約7万冊を目標としているけれども、あと目標まで1万3,526冊ということの御答弁でありました。目標達成のみをあまりにも重視して、平群町の倉庫に眠っているような古い本を空いてる書棚に置くということはもってのほかでありますので、そんなことは絶対にないと確信をしておりますが、今、御答弁で、いかに質のよい新刊を増やすことが大事であるかということは言うまでもありません。また、現行の予算245万円をとにかく維持したいと、幾ら財政が厳しくても、これは維持したいということでもあります。

これまで、私も地方創生臨時交付金の活用で、図書購入費で1,000万円を要望させてもらう中、今、1,000万円の財源確保をしていただきましたが、今後もですね、これは単発的なものでありますので、近隣から比べたら予算が大変低いということは現実でありますので、先ほども他の議員からふるさと納税のことについてもありましたが、いろんな活用方法を、使わせていただくということですので、ふるさと納税のものをね、図書にも活用をしていただきたいと考えますが、これを検討すべきと考えますが、この点については再質問させていただきたいと思っております。

そして、他の図書館との相互利用で、利用者のニーズ、平群町の方、本当に優秀な方が多くて、いろんなことでニーズ、たくさん寄せられていると思っておりますが、本当にこの平群町の図書館だけでなかなか賄い切れないことは当たり前のことでもありますので、他の図書館との相互利用も全力で取り組んでいただくことをお願いしたいと思っております。これが1点目の再質問です。

2点目ですが、移動図書館についてですね、これから本当に、図書館に来なくても来れないという方々がたくさん増えてくると思っております。そういう意味でこの質問をさせていただきましたが、移動図書館ですね、具体的に実施に向けて検討が必要と考えますが、どのようにお考えか、2点目の再質問とさせていただきます。

そして、電子図書につきましては、これまでから何度も何度も質問をさせていただいてまいりました。デジタル化が進む中、必要と御認識をされているけれども、財源の負担が少なく、実現可能な方法として、私も県立図書情報館との共有を提案させていただきましたが、これもしっかりと取り組んでいただくことは要望しておきたいと思っております。

そして、子ども読書活動推進計画についてであります。これにつきましてもしっかりと、この今ある計画を、現代の課題も含めて、併せて改めて見直して、新しい方向で取り組んでいくということの御答弁でありましたから、しっかりと、これを置いたままにせず、大分変わってますので、10年前とは時代が変

化しておりますので、この点も要望させていただいておきたいと思います。

三つ目の再質問であります。学校図書館の整備状況について質問させていただきました。学校司書ですね。県下でも、この学校司書をこれだけ整備しているのは、県内でも2番目ぐらいかなと思います。ただ、中学校がずっとではありません。時間給でしたかね。そういうものであり、100%ではありませんが、ぜひとも、財政が厳しいからとこの配置を後退をさせるということはないと思いますが、再度この点、御確認をさせていただきたいと思います。

そして、町立図書館の職員体制については、私も以前より、やはり専任の専門職館長が必要とずっと言ってまいりました。ただ、令和3年度から変わっております。こういうことで、やはりこの分野は、利用者への多種多様な図書サービスが求められる専門的な場所がありますので、御答弁では、専任の館長の配置の必要性は大変認識してくださっていると受け止めさせていただきましたので、今後、速やかに検討していただきたいと、大変前向きな御答弁であったと思いますので、この点、よろしくお願ひしたいと思います。

3点、再質問をさせていただきます。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、再質問に答えさせていただきます。三つ頂きました。

まず最初ですけれども、蔵書を増やす方策として、ふるさと納税を活用してはどうかという御質問でございます。ふるさと納税の使い道につきましては、教育、少子化対策などに関する事業という分野、こういった使い道もあるというふうに出させていただいておりますので、活用につきましては、内部の協議をした上で考えていきたいというふうに思っております。

それから、二つ目ですけれども、図書の宅配サービスについて、何か具体策があるのかというふうな御質問だったんですけれども、なかなかまだ検討し切れてないんですけど、例えばモデル地区などを設定してですね、試行実施するなどというのも、できれば早期に提供できるように努力していきたいというふうには考えております。

それから、三つ目の再質問でございます。学校司書の配置を後退させないよという確認でございますけれども、現在の司書の配置につきましても、そういうことを後退することなく堅持していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

窪議員。

○10番

大変ありがとうございます。まず、ふるさと納税ですね、内部協議で検討したいと。しっかりと本当に、これは大変大事な場所でありますので、この目標まで新刊をそろえるのに、1年で2,000冊で、5年、6年かかったら満杯になるとはいえ、だんだん新しい本が古くなってまいりますので、ぜひとも今の額よりも少しでも、このふるさと納税、全部を使うということは無理だということも私も認識しておりますので、どうぞ御検討をよろしくお願いしたいと思います。

また、訪問サービス、宅配サービスですね。大変前向きな御答弁を頂いたと思います。まずはモデル地域の設定等でおっしゃっていただきましたので、最初からもうできないというのではなくて、これから、本当にこのような世の中になってまいりますので、ぜひとも御検討を進めていただきたいと思います。

そして、学校司書さんの配置ですね。これは絶対後退させることはないと言言をしていただき、大変ありがとうございます。

最後に、岡教育長に、魅力のある町立図書館の整備と充実を目指して、御見解をお尋ねしたいと思います。

○議 長

教育長。

○教育長

図書館の魅力ということのお尋ねかなと思うんですけども、いわゆる図書や書籍から得られるものというものは、ネットやSNSから流れてくるようなものじゃなくて、時代の変化に流されない、価値のある知識や教養がある、このように思っております。このことから、よく読書は教養の土台とか、教養は大局観の土台と言われるゆえんであるかなと、このように思っております。ですから、その拠点が図書館でありますので、教育委員会としましては、この図書館をできるだけ多くの方が御利用いただく、こういうふうな施設にしなければいけないと、このように考えております。

具体策につきましては、部長答弁と重複をしますが、現在の予算の維持、これはもうもちろんでありますけれども、学校図書館、あるいはネットワークでつながっております県内の図書館ともさらなる連携をすることで利用者のニーズに答えていきたい、このように考えております。

また、非常に大事なことなんですけども、図書館の経営、あるいは運営に関わっていく人的環境や移動図書館など、超高齢化社会における図書館の在り方、このことについても、他の自治体の取組等を参考にしながら、今後の方策を探ってまいりたい、このように思っています。

最後になりますけれども、住民の皆様方の読書活動が停滞したり、衰退したりすることがないように今後も取り組んでいきたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

窪議員。

○10番

教育長、大変ありがとうございます。多くの方々が利用していただきやすい施設に取り組んでまいりたいと、前向きな御答弁、御決意であったと、本当に感謝申し上げます。

今や図書館の役割は、言うまでもなく住民に役立ち、地域に貢献する図書館へと大きく変革が求められております。住民の皆様がこの平群の中心部にあります町立図書館に行きたいと思っただけ、魅力のある図書館に充実させていただくことを要望いたしまして、この質問は以上で結構でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、窪議員の2項目めの交通の利便性の向上についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目のデマンドタクシーのさらなる充実についてですが、一つ目の軽自動車の導入の検討につきましては、現在、運行委託事業者の所有する普通車両2台で運行しており、狭隘な道路では、安全性を最優先して運行を差し控えております。軽自動車でのタクシー運行は原則、法で認められていませんが、市町村が実施するデマンドタクシーについては、近畿運輸局に必要性が認められた場合、実現となる可能性があります。ただ、検討するに当たっては、新たな車両の導入に伴う経費や乗車人数の減少、乗合率の低下などの課題もありますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

二つ目の運行区域の拡大と運行時刻の延長について。近隣の総合病院への運行区域の拡大等につきましては、多くの皆様方から要望があり、認識をしております。実現するに当たっては、町全体の公共交通の在り方を十分に検討し、地域公共交通会議での理解、合意を得ることが大前提となっておりますので、実証運行の最終年となる来年度において、必要に応じて各関係機関と協議しながら、実現に向け、取り組んでまいりたいと考えています。

次に、2点目のコミバスの利便性向上についてです。コミュニティバスの利便性向上に向けた運行形態の在り方については、来年度検討を行う必要があります。

利用者や住民の方々の御意見をアンケート方式で実施する予定でございます。見直し時期については、令和6年度の予算への反映が必要であることから、年内には結論を出してまいりたいと考えております。

次に、3点目のタクシーの導入についてでございます。タクシーが利用しやすい状況については、住民の皆様からのお声により把握をしております。また、デマンドタクシーの利用については、対象者に年齢等に制限があることから、民間のタクシー事業者を頼らざるを得ない状況となっております。本町としましても、令和2年6月に奈良県タクシー協会に対し要望書を提出し、強く要望をしましたが、人手不足や、常駐することで個々の運転手の収益上のデメリット等から、現在に至っております。今後におきましては、タクシーの利用しやすい環境整備に向け、再度タクシー協会やほかのタクシー事業者も含め、強く要望や交渉をしてまいりたいと考えております。

次に、4点目の鉄道駅でシニアカーの利用できる周知についてでございます。シニアカーの利用については、事前に鉄道会社に連絡し、乗車時間と乗降駅を伝えることで利用が可能になったことから、本町におきましても、ホームページを通じて住民に周知をしてまいりたいと考えています。

次に、5点目の近鉄竜田川駅のバリアフリー化の進捗状況についてでございます。議員お述べのとおり、過去から竜田川駅のバリアフリー化につきまして、議員と共に、近鉄はもとより近畿運輸局や奈良県に対しその必要性を訴え、早期の実現に向け尽力してきたところでございます。

進捗状況としましては、昨年4月に町長と当時の議長と社長との面談の機会を設定しようとしたのですが、残念ながら実現に至りませんでした。交渉に向けての事前調整として、引き続き担当者レベルでの協議事項となっております。ただ、昨年10月には近鉄の社長が来庁され、町長より本件を含め、停滞している協議事項について、継続して協議の場の設定を強く要望し、その後、11月には近鉄の担当課長が本庁に来庁され、バリアフリー化について、それぞれの課題等について協議をしたところでございます。

いずれにしましても、近鉄生駒線の利用促進、乗客数の増が様々な課題解決のための第一条件となっております。今後におきましても、引き続き近鉄との協議の場を積極的に設定し、バリアフリー化の実現に向け、鋭意尽力してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長

窪議員。

○10番

大変ありがとうございます。まず、デマンドタクシー、軽自動車の件であります。法では認められていないが、市町村が実施するデマンドタクシーの必要性を明確にして、近畿運輸局との協議を経て、許可が得られれば実現が可能だという前向きな御答弁を頂きました。今後も、運行台数の増便もこれから検討しないといけなくなるのではないかと思いますので、その時期が想定されますので、増便をするときには軽自動車の件も、本当にできるような方向でしていただくと要望しておきたいと思います。

そして近大、西和医療センター、もう本当に多くの方々とお話しさせていただく中、高齢になりましたら、一番困るのが、免許証を返納して、病院に指定された時間に行けない。また、本当に、コミバス等々もあるけれども、コミバスは、お買物等ではコミバスの走る時間帯に行ったらいけるんですが、病院がなかなか行けないと、このお声をたくさん聞いております。また、不安になられておりますので、来年の本格運行を目指しまして、昨日も馬本議員の御答弁にもございましたけれども、再度前向きに、実現ができるのか、本当に実現に向けてですね、各関係機関とも協議しないといけないことはよく分かっておりますが、町外への病院等の運行区域の拡大やら、また時刻の前後の延長等々について、もう一度前向きに受け止めていいのか、再度御確認をさせていただきたいと思います。

そして、またコミバスの利便性向上についてであります。来年度の運行形態を検討するために、各地域でのアンケート方式での意見聴取も実施をしていただいて、来年、令和6年度の予算に反映するためには、この令和5年度の、今年からの年度内に結論を出していかなければいけないということになります。多くの皆様からしっかりと現場のお声を聞いていただき、きめ細やかなお声を聴取して反映していただき、乗りやすいコミバスに見直していただきますことを要望しておきたいと思います。

また、タクシーの導入についてであります。本当にどうなるのか、もう何も乗り物がなかったらどうしたらいいのかということになりますので、再度タクシー協会や他のタクシー事業者も含めて、本当に町長を中心に、今回、強く要望、交渉をしてまいると御決意を述べられておられますのでね、しっかりと、本当にタクシーが、平群町の住民が電話しても来てくれないというような。これは本当にここの町になかなか住みづらくなりますので、これはしっかりと要望していただきますことを、デマンドもコミバスも現行では今、土日の運行はしてませんのでね。土日、一切何も乗り物がなくなるということになりますので、本当に死活問題になりますのでね、しっかりと強く要望をお願いしておきたいと思います。

また、シニアカーの件の周知につきましても、ホームページって言われましたが、ホームページ等で周知をしていただくようお願いしたいと思います。

また、竜田川駅のバリアフリー化の進捗についてであります。今、町長をはじめ担当職員の皆様の御尽力に本当に感謝しております。私も昨年4月、当時議長でありましたので、町長と共に近鉄本社の社長の下へということをお願いしましたが、なかなか実現をしませんでしたが、その以降、10月、11月と、多くの課題の協議であると思いますが、竜田川駅のバリアフリー化を進めるための課題等々の協議を進めていただいているということには、大変感謝しております。また、竜田川のスロープ設置によるバリアフリー化、今、多くの皆さんから「まだですか」と、このようなお声を多く頂きます。11段の階段が本当に大変な状況ですので。ただ、表面的にはまだこれは実現しておりませんが、皆様の近鉄との粘り強い交渉で必ず実現すると私も期待をして、また確信をいたしております。

国交省がですね、3月3日に、1日3,000人以上の駅のバリアフリー化で、バリアフリー化率が93.8%に上ると公表しております。バリアフリー化は着実に進んでおりますので、どうかさらに粘り強く、諦めないで、この竜田川駅のバリアフリー化の実現を目指して取り組んでいただくことを強く要望をしておきたいと思っております。

1点、デマンドの件についてお願いしたいと思います。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、再質問にお答えいたします。

デマンドについてでございます。町外を含む運行区域の拡大及び運行時刻の前後の延長ということの御要望でございます。これにつきましては、関係機関との協議が必要とはなりますが、住民の方からかなり要望が多いことになってますので、このことに応えられるよう、令和4年4月から、この実現に向け、前向きに取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長

窪議員。

○10番

ありがとうございます。今、令和4年とおっしゃいましたが、令和6年ですね。令和6年4月からということでしょうか。もう一度お願いします。

○議長

総務部長。

○総務部長

すみません、令和6年4月からということで考えております。
以上でございます。

○議長

窪議員。

○10番

大変ありがとうございます。もう本当に、ここにいらっしゃる多くの議員の皆さんがそれを願われてることだし、また、利用者も一番願われてますので、いろんな課題もあると思いますが、どうか実現を目指して取り組んでいただきたいと思います。

最後にですね、西脇町長に、本町の交通の利便性の向上の御決意をお願いを申し上げたいと思います。

○議長

西脇町長。

○町長

ただいま窪議員より、平群町の公共交通の利便性について御質問を頂きました。

町では、既存の地域公共交通をいかに守り育てていくか、また、コミュニティバスの運行、デマンドタクシーの実証運行など、住民の生活を支える公共交通の維持に取り組んでおります。今後も引き続き各交通事業者との連携の強化を図り、住民生活を支える公共交通の利便性の確保と充実、利用促進、高齢化に伴う移動困難者に対応した移動手段の確保を目指し、全力で取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

窪議員。

○10番

西脇町長、大変ありがとうございました。誰もが安心して暮らせ、生き生きと活躍できる平群町の町を実現するには、交通の移動に不自由を感じない社会の構築が必要不可欠となります。このすばらしい平群の町に安心して住み続けられますよう、どうか全力で取り組んでいただくことをお願いをいたしまして、私の一般質問は以上で終了させていただきます。大変ありがとうございました。

○議長

それでは、窪議員の一般質問をこれで終わります。

午前 10 時 50 分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 10 時 39 分)

再 開 (午前 10 時 50 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 8 番、議席番号 1 番、岩崎議員の質問を許可いたします。岩崎議員。

○ 1 番

議席番号 1 番、発言番号 8 番、岩崎真滋でございます。それでは、先般通告いたしました 3 項目について質問させていただきます。

1 項目め、町の防犯灯について。

夜間の交通安全や防犯対策のために、街灯は大きな役目を果たしています。日頃より地域の自治会の皆様により、生活道路における防犯灯の維持管理をしていただき、感謝申し上げます。夜間における住民の安全及び犯罪被害の未然防止を図り、また、町行政の管理の下、安全・安心に暮らせるまちづくりの実現のために道路照明灯は欠かせません。

夜間における歩行者の安全確保や犯罪発生の防止を図るため、一定以上の明るさを保ち、人が歩くための最低限の照度を確保するよう設置するのはもちろんのこと、深夜は犯罪発生率が高くなる時間帯であり、暗がりや発生させない間隔での設置が望まれると考えます。そこで、町行政の現状のお考えをお聞かせください。

2 項目め、災害時の福祉との連携についてであります。

2021 年、災害対策基本法が改正され、個別避難計画を作成する努力義務が市町村に課せられました。介護が必要な高齢者、障害のある方、難病を患っている方、乳幼児、妊産婦、外国人の方など、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者が対象です。

トルコ南部・シリアの地震は甚大な被害が出ている状況でございます。日本におきましても南海トラフ地震の発生率も高まっています。災害時に 1 人で避難することが困難な方について、誰が支援するか、どこに避難するか、どのような配慮が必要か、円滑な避難の手助けや避難所での受入れなどの支援体制づくりが不可欠と考えます。

災害時の円滑な避難の実現につなげるため、ふだんからの自主防災訓練や、日頃から民生委員の皆様、自治会の皆様、見守り活動をはじめとするボランティアなどの地域の皆様と、顔の見える関係づくりも大切であると考えます。また、災害時に命を守る防災と支援を必要とする人たちの日常生活を支える福祉の連携も大切だと考えます。町の防災担当と福祉の担当、また、高齢者にはケアマネジャー、障がい者には相談支援専門員といった福祉の専門職の皆様の御協力が不可欠と考えます。そこで、防災と福祉の連携によって、災害だけでなく日常も安全・安心に暮らせるまちづくりについて、町のお考えをお聞かせください。

3項目め、防災拠点としての役場庁舎についてであります。

東日本大震災から、この3月で12年となりました。平群町は防災・減災の強化、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進され、災害時の拠点となる新庁舎の建設に向け、取り組まれています。これまでも住民の生命と財産を守り、地域の被害を減らすために、行政が総合的な防災対策として、備蓄品の充実、災害時に備える協力協定の締結、防災行政無線の整備などを実施されてきました。

そこで、2点お尋ねいたします。

1点目、防災の観点から、現在の役場のハード面の課題は。

2点目、新庁舎になれば防災力の強化になりますが、南海トラフ地震など大規模災害時に、どのような防災拠点として新庁舎の機能を果たすのか、現時点での新庁舎の総合的な役割や計画についてお聞かせください。

以上、大きく3点、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、岩崎議員1項目めの町の防犯灯についてお答えいたします。

防犯灯は、地域の犯罪防止と明るい生活環境をつくり、町民の良好な生活環境を確保する目的で設置しております。

現在の町内の設置状況ですが、町で管理するものは701基、自治会で管理いただいているものが2,408基あります。町が管理する防犯灯の設置基準は、町の公共施設付近、主要な幹線道路、二つ以上の自治会の境界付近で主として設置場所の自治会以外の住民の方が利用する道路等となっており、これら以外の住宅地内の道路等へは自治会で設置いただき、管理していただく防犯灯となります。

町が管理すべき新たな防犯灯については、自治会からの要望により設置基準

に適合するかを判断の上設置することとしており、現時点での町管理分の設置計画は、平群小学校前国道168号線の西側の歩道に設置する予定としております。

自治会に管理いただく防犯灯については、地域において暗がり等により防犯上必要がある箇所について自治会で設置していただき、町の予算の範囲内で設置の補助を行ってまいります。今後も犯罪の少ない安全・安心なまちづくりの推進に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

岩崎議員。

○1 番

答弁ありがとうございます。平群小学校前国道168号線西側歩道に設置する予定と御答弁がありました。防犯対策と交通安全対策にもつながりますので、大変重要なことだなと思います。

再質問、一つさせていただきます。ここ3年間の年間の設置件数はどのようになっていますか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

3年間の設置件数ということで、今年度につきましては、町管理としましては3基、現時点ですけれども、自治会の設置への補助は10基ということです。昨年度、令和3年度につきましては、町管理が4基、自治会では9基、令和2年度におきましては町管理が5基、自治会管理が8基という状況でございます。

○議 長

岩崎議員。

○1 番

ありがとうございます。設置補助について御答弁をお願いいたします。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

防犯灯の設置補助につきましては、平群町防犯灯設置事業補助金交付要綱により定めております。自治会管理の防犯灯につきましては、事業に要した費用の60%以内とし、1,000円未満切捨てで計算させていただきます。上限としましては、電柱に設置する場合は1基につき1万円を限度、専用柱、ポール柱を立てて設置する場合につきましては1基につき3万円を限度とさせてい

ただいております。1自治会で年間何度か申請された場合ですね、10万円を限度とさせていただきます。

以上、補助についての回答とさせていただきます。

○議長

岩崎議員。

○1番

すみません、予算のほうはどうなってますか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

次年度の予算ですけれども、町設置工事費としましては20万円相当、自治会の設置補助につきましては20万円という形で予算計上させていただいております。

○議長

岩崎議員。

○1番

ありがとうございます。防犯対策と交通安全対策にもつながる重要な施策だと思っております。通学路における防犯灯の設置は町全体の安心・安全につながると思います。これからはしっかりとした取組をお願いしたいと思います。

周辺環境への配慮がなされる中、町の防犯灯の計画的な設置と、引き続き自治会や住民の要望に対応できる予算の確保をお願いしまして、この質問はこれで結構でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、2項目めの災害時の福祉との連携についての御質問にお答えいたします。

議員お述べのとおり、南海トラフ地震の発生確率が高まる中、いつ起こり得るか分からない大規模災害に備え、平時からの防災担当部局と福祉担当部局の連携、協力、情報共有についてはもちろんのこと、関係機関、関係団体との連携や関係づくりについては非常に重要であると認識をしております。

そこで、毎年、民生委員との間で防災に関する懇談会を実施し、共助の在り方について意見交換を実施しています。また、災害時における避難活動を円滑に行えるよう、避難行動要支援者名簿を提供し、日頃から見守り活動等を実施していただいております。

今後におきましては、個別避難計画作成に当たり、地域の自主防災組織や民生委員、社会福祉協議会をはじめ、福祉関係事業者の皆様の協力は不可欠となりますので、より一層の連携強化に努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議 長

岩崎議員。

○1 番

地震災害、風水害、土砂災害、様々想定が必要でございます。災害等の発生時における情報収集、避難誘導、救出・救護、給食・給水など、応急対策も様々あると思います。日頃の訓練、備え、非常に大事だなと私も感じております。答弁のとおり、より一層の連携強化に努めていただきたいなと思っております。

再質問いたします。災害発生時の行政や住民のそれぞれの役割について、町行政はどのようなお考えをお持ちかお尋ねいたします。

○議 長

総務部長。

○総務部長

再質問にお答えいたします。

災害発生時の役割についてということで、行政としましては、まずは災害対策本部を設置し、情報収集を行った上、避難所の開設や関係機関への応援要請等を行いますので、平常時から迅速に対応できるよう備えることが重要であると考えています。

また、住民の方につきましては、まずは自ら命を守っていただく行動が重要と考えております。その上で地域の住民の避難等に御協力を頂きたいと考えています。なお、避難所等が開設された場合におきましても、避難所の運営には住民の皆さんの協力が必要ですので、連携のほうをお願いしたいと考えています。

以上でございます。

○議 長

岩崎議員。

○1 番

御答弁の中で、避難所の運営には住民の皆様様の協力、連携が不可欠であると、私も大事なことだと認識しております。

そこで再質問なんですけども、災害時のボランティアの受入れ体制はどのようなになっているのかお伺いいたします。

○議 長

総務部長。

○総務部長

災害時のボランティアの受入れ体制についてということの御質問です。

円滑に災害ボランティアセンターの設置や運営ができるよう、令和2年9月に平群町社会福祉協議会と災害時における相互支援に関する協定書を締結しておりますので、これにより受入れの体制を整えているところでございます。

以上でございます。

○議長

岩崎議員。

○1番

ありがとうございます。それでは、もう1点、再質問。平時からの関係団体、関係機関とのネットワークづくりについて、どのようにされているのかお尋ねいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

平時から関係機関とのネットワークづくりの関係ということの御質問でございます。

警察や消防、自衛隊、奈良県等の関係団体におきましては、それぞれ平群町の防災会議及び国民保護協議会委員として参画をしていただいております。また、避難訓練の実施の際には参加要請をすることで、平時からの関係づくりの強化に今後努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長

岩崎議員。

○1番

ありがとうございます。平群町地域防災計画を見ていまして、地域における支援体制のネットワークづくりと大きく銘打って計画をつくっておられるということですか。

あらゆる施設の道路のバリアフリー化も大切だなと、避難におけるときはバリアフリー化、みんなが避難できるような状態にしておくということも大切なことだと思います。高齢者、障がい者に配慮したまちづくりもしっかり進めていただきたいなと思っております。

地震災害、風水害、あらゆる災害に備えて、健全で災害に強いまちづくりを、平群町地域防災計画にも載っております。より一層推進されることを祈念いた

しまして、この質問はこれで結構でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、3項目めの防災拠点としての役場庁舎についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の、防災の観点から現在の役場ハード面での課題はについてでございます。役場本庁舎は、災害時には災害対策本部として災害対策の拠点となるべき施設ではありますが、新館については耐震化をしておりますが、本館については耐震化ができていないため、この点が課題となっております。

次に、2点目の大規模災害時における防災拠点としての総合的な役割や計画についてでございます。本町地域防災計画では、基本的には役場庁舎内に警戒対策本部及び災害対策本部が設置され、また、職員が参集する施設に位置づけられていますので、災害時には指揮命令等を実施する総合的な拠点となります。今後の新庁舎建設後においても同様でございます。具体的には、災害対策本部での情報の収集と発信、避難所の開設や関係機関への応援要請と受入れ体制の確保等が主な役割となっております。

以上でございます。

○議長

岩崎議員。

○1番

答弁ありがとうございます。安全性が確保されていない場合は、別の場所を選定するということが答弁の中にありましたが、災害時に選定するというのも復旧・復興の妨げになるのではないかなということも考えられます。

昨日、馬本議員も、防災の観点からの新庁舎建設というお話もございました。災害発生時に情報収集・伝達、出火防止、初期消火、避難誘導、救出など様々なことが同時に行われるということで、やはりこの役場を耐震化するか、新庁舎の一日も早い計画、この辺はどのようにお考えになっていきますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいまの御質問にお答えします。

現状の役場庁舎については、かなり古い状況でございます。震災が発生した場合は、本庁舎の安全が確保されれば、災害対策本部として設置をしますが、安全性が確保されない場合には、先ほど申しましたように別の公共施設を選定

することになります。また、別の場所を選定するに当たっては、その公共施設の被災状況ですね、それを確認の上、対策本部に適した施設を選定していきたいと、そのように考えています。

以上でございます。

○議 長

岩崎議員。

○1 番

役場庁舎は、災害時における指揮命令系統の災害対策本部ということで、大変重要な場所になっております。いつ起こるか分からない地震でございます。日頃から備えて、一日も早く計画づくりに取り組んでいただくようお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、岩崎議員の一般質問をこれで終わります。

午前11時20分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前11時11分)

再 開 (午前11時20分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号9番、議席番号5番、稲月議員の質問を許可いたします。稲月議員。

○5 番

稲月敏子です。ただいまから一般質問をさせていただきます。先般、2点にわたっての質問を通告をさせていただいております。よろしく願いをいたします。今議会の一般質問の最後となります。頑張ります。

大きく1点目、季節性インフルエンザの感染拡大について。

①子どものワクチン接種費用の公的助成を。

本年1月から2月にかけて、季節性インフルエンザの感染が小学校やこども園を中心にして拡大をし、学級閉鎖、また学年閉鎖、登園自粛などが起こりました。当然、家族にも感染をし、乳幼児の感染、また高齢者への感染も増加したと認識をしておりますが、町内での感染の実数をお伺いします。

季節性インフルエンザは、特に低年齢児の感染では重症化をするという確率が高く、脳症や肺炎を併発することもあります。現況では、予防接種というのは生徒・学童・乳幼児は任意接種となっているため、本町では一切の公的助成はされておらず、全額保護者負担となっております。この結果、経済的理由からインフルエンザの予防接種を見合わせる、こういうケースが今回も大変多かったというのが現状でございます。1回の接種費用は3,000円から5,000円、そして13歳未満は2回の接種が必要とされています。

予防接種によって感染を完全に防ぐということは無理であります。また、予防接種をすることを拒否をする方もたくさんおられるというのが現状でもありますが、感染の拡大は、この予防接種によって軽微になっていくということや重症化を防ぐこと、これができるまいります。また、高齢者への感染を防ぐということも実際上あります。学校やこども園などの子どもたちの集団の場での感染拡大というのが、このインフルエンザの場合、一番大きくなるからでございます。

実際、感染をして医療機関にかかると、まず初診料が2,880円、そしてまたインフルエンザであるということを確認するための検査料が2,880円、お薬代、一番高いリレンザを使用した場合で3,882円、処方箋を出してもらうのに680円、合計で1万322円がかかるということでございます。こういうことが必要になります。これ、自己負担は、子どもの場合、無料になっていますが、これは公なところで公費負担をしていくということで、この負担は非常に大きくなります。一方、保護者にとっては、子どもが学校を休むと仕事を休まなければならない。パート労働者であればその分の賃金が減収となってしまいます。本人がかかると、またそこに医療費がかさむという状況です。

ここ近年、この季節性インフルエンザの小児の公費負担というのも、全国的には随分進んできてまいっております。東京都などでは非常に多くのところで公費負担がされております。また、平群町の近隣の自治体でも、今年度のこの3月議会で、ほぼ半額、公費補助をするということの方向でされている自治体があると聞いております。

子どもたちの命、そして健康を守る観点、また医療費の削減の観点から、本町でも学童・生徒・乳幼児のインフルエンザワクチンの接種費用の公費助成を図ることを求めてまいります。

2点目、インフルエンザに罹患、回復後の登園・登校許可についてです。

学校保健安全法では、発症後5日を経過をし、かつ解熱後2日、乳幼児については3日を経過した後に登園・登校ができるようになっております。本町では、回復後に再度お医者さんに来院をする、そして医師による所定の証明書を

書いてもらうということが必要となっております。しかし、近隣町では、医師による証明書はなくなっております。保護者の負担軽減、医療費の軽減などから考えても、証明書はなくすべきだと考えますが、御見解を伺います。

大きく2点目です。急傾斜地や危険な地盤等の対応について。

①平群町内は山間地が多く、そしてまた大規模盛土造成で住宅が建てられるというようなことや、急傾斜地付近に住宅が建設をされているところも多数存在をしております。こういうところにお住まいの方たちは、日々不安を抱えて生活をしている、こういう状況が考えられます。そこで、これらの地域に居住する住民を対象に、専門家による相談会等の実施をしてはどうか、この提案をさせていただきます。

二つ目、12月の定例議会で私が質問をさせていただきました下垣内の地域の急傾斜地・土砂災害特別警戒地域におけるその後の調査、また県との協議の結果、それから対応の具体策などについて、住民への説明をする、こういう必要性を、私は必要やというふうに考えておりますが、今後の町当局の予定を伺います。

以上です。よろしくお願いを申し上げます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、大きい1項目めの季節性インフルエンザの感染拡大についての1点目、子どものワクチン接種費用の公的助成をについてお答えいたします。

3年ぶりのインフルエンザの流行は、2月初めにピークを超えて減少傾向にあります。いまだに奈良県感染症情報では、インフルエンザ注意報発令中の状況にあります。

インフルエンザは全数把握の感染症でないため、その実数については不明であります。

平群町では、昭和52年に定期のB類予防接種に追加され、小中学生に対し、集団の予防接種を一時期実施しておりました。しかし、小児のインフルエンザ予防接種による副反応として、後遺症の残る重篤なケースが多く発生したため、平成6年1月から保護者の同意を得た希望者のみが行う任意の予防接種になったという経緯がございます。

このようなことから、他市町村の実施状況も見据えながら、インフルエンザワクチン接種費用の助成については、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

私からは以上です。

○議 長

教育部長。

○教育部長

それでは、稲月議員の大きな1項目めの2点目、インフルエンザに罹患、回復後の登園・登校許可についての質問についてお答えさせていただきます。

本件につきましては、過去に季節性インフルエンザが発生した際、感染拡大を防止する観点から、大半の県内市町村においても治癒証明の提出を求める仕組みとなっております。本町では、幼児、児童・生徒の健康・安全の充実確保に努めるため、町医師会との協議の上、治癒証明書を町内医療機関において無償で対応していただいていたところでございます。

令和4年11月4日付厚生労働省通知で、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に関する配慮についてにおいてですね、証明書や治癒証明書の提出を求めないことが示されたことに伴いまして、校園長会の会議において協議を行いました。その時点では新型コロナウイルスや季節性インフルエンザの感染状況も落ち着いておらず、感染拡大の懸念があったこと、また変更する場合、町医師会との協議が必要なこと、年度途中の変更になることなどを考慮しまして、令和5年度から医療機関による治癒証明書をなくし、保護者による学校・園への報告を行う形へ変更する方向で検討をしております。協議が調い次第、対応を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

稲月議員。

○5 番

ありがとうございます。1点目ですが、前回ね、私、同じ質問をさせていただいて、助成をしてもらいたいということで、同じ理由からということで質問させてもらったんです。そのときについては、一切しないというふうにはっきりおっしゃっておられたのが、今回、今後検討をすると、検討が必要やというふうにお答えを頂いてるということは、非常に前向きな御回答かなというふうに思っておりますし、必要性について、本当に理解をしていただいているというふうに思っているのでしょうかというふうに思っております。

斑鳩で今議会で予算計上されて、来年度からね、2,000円余りという話で、はっきりしたところはまだ把握できてませんが、その辺りで公費助成をしようか。年齢を中学生までにするのか、小学生だけにするのか、何歳までするのかというところ辺り私もまだ把握してない状況ですが、取

りあえず子どもさんのインフルエンザワクチンについての公的助成をするということがね、斑鳩で、この議会で決まるというような状況ですのでね。斑鳩というのは、やっぱり子育て応援をね、もうたくさんいろんな、平群町がやってないことも含めて、また非常に積極的に取り組まれてるというのは羨ましいし、参考にせないかんというふうに思いますのでね、平群町も、ぜひその辺を参考にさせていただいて、ぜひとも前に向けるよう、積極的な検討をしていただきたいというふうに思います。

医療費の削減、平群町がどれだけ、実数は分からへんというふうにおっしゃったんだけど、かなりの数で今回、学級閉鎖がありましたよね。家族みんながかかったとかね、そんなん、いっぱいありましたのでね、その辺の全ての医療費の使った額を比較してもね、今さっき申しましたように、1万何がしというのが、1人当たりかかってくると、かかられたらね。ということですので、大きな削減にもなっていくし、どっちが得やというふうな計算からもね、ぜひ実施をしていただきたいというふうに要望をして、この件についてはこれで結構です。

それでは、②のほうの教育委員会のほうで、来年度に向けて、治癒証明書なしで登園・登校ができるようになっていくということでおっしゃって、それはもう具体的な検討をされてるということで、変更、協力が得られるということが確認されたら、そのようになっていくということをお聞きをさせていただきましたので、その方向で頑張っていたきたいというふうに思います。

それとですね、インフルエンザ以外の、学校保健安全法ですか、その中で決められている感染症の治癒に関してはどうでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

先ほど、部長のほうから御答弁させていただきました季節性インフルエンザ、新型コロナウイルスについては証明書の提出を求めないということでの厚生労働省の通知となっています。それ以外に麻疹、風疹とか様々な感染症がございまして、こちらもそれが、いわゆる治癒をしたことを確認するのは医者判断ということでお聞きをしています。他市町村のほうの事例も見ますと、取扱いが非常にばらばらになっております。それが本当に必要なかどうかというのは、今ちょっと関係するところにも聞きまして、正確な対応に努めたいということで調べておる状況なんですけど、いずれにしても、感染症法という位置づけですので、やはり医者の治癒ということが全てにおいて必要だということで、それを補完する意味の治癒証明書だと理解しています。確認のほうを今進めてる

ところでございます。申し訳ありません。

○議 長

稲月議員。

○5 番

ありがとうございます。取りあえず、感染症なのでね、正しい判断というんかな、本当に広がっていかないように防止をしていくために、いつどういう形で登園をすればいいのかという医者の見解ね、やっぱり医学的な見解というのは一番大事になってくるとお思いますので、正確な情報を収集するということとおっしゃっていただいておりますので、そういう方向で今後検討していただくということで、この点についてはこれで結構です。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、稲月議員の2項目めの、急傾斜地や危険な地盤等の対応についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の専門家による相談会等の実施についてでございます。奈良県の防災担当課である砂防・災害対策課等に相談しましたところ、県が相談会を実施する場合には、自治会単位等の一般的な土砂災害の危険性や避難について講義するもので、個別の状況に応じた具体的な相談については対応しかねるとのことでした。町としましては、来年度の町主催の防災訓練において、可能であれば専門家の講師を招き、土砂災害特別警戒区域等の付近の住民の方を対象とした相談会等が実施できないか検討しているところでございます。

次に、2点目の下垣内の急傾斜地・土砂災害特別警戒区域における調査等についてでございます。12月議会で御質問いただき、県の関係部局に現地の状況を説明し、補助メニューを含め、相談をいたしました。相談の結果につきましては、まず現時点では有益な補助メニューを確認することはできておりません。安全性の判断についても、専門業者による調査が必要であるとのことでした。また、専門業者による調査の委託については、聞くところによりますと、かなり高額な費用を必要とすることから、町が民地に対して公費を投入することは限界がありますので、土地所有者が主導となりますが、議員お述べのように、専門家による相談会等の機会が創出できるよう努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議 長

稲月議員。

○ 5 番

ありがとうございます。相談会の件なんですけど、これ、本当に、県がやっぱり中心になってやってもらわないかんというふうに私も思っています。

参考になるのは、神奈川県ですね。ここもかなり傾斜地が多い地域やというふうに思うんですけども、逗子市とかでね、上にマンションがあつて、その下のすごい急傾斜の崖が、雨も降ってなかったかな、降ってたかな、分からへん。取りあえず、そこが、崖が崩れてマンションを破壊したというような非常に大きな災害が起こったりしてますので、やっぱり慎重な対応をされてるということですね、年に何度かの、地盤品質判定士という特別な資格があるそうですけれども、その方たちの、協会などから来ていただいての相談会を、1回だけですけどね、無料でされてるということ。

あと、どうこうするのは民地であつて、行政とかができないところについては民間で、それぞれがやっていただくということになるということもありますし、何かのメニューを使って、公的にやっていける場合もあるということでの判断とかね、そんなんをやられて、相談会を持っておられるという実態もありますのでね。奈良県も非常に多いわけですからね、そういうのを積極的に進めてもらえるように、私たちも奈良県にも言わないかんやろうなというふうに思いますし、行政のほうからもぜひしてもらえるようにね、働きかけは積極的にしていただきたいというふうに思っています。

大規模盛土ですか、私の住んでる若葉台なども、その一部は大規模盛土の上に建ってるという状況です。大規模盛土については、何年に1回か調査に入ったりとか、何か月か前にも回っておられたりとかというのは確かにありますし、確認もしてるわけですけども、その結果や、個人宅がどうなんかというのが皆さん非常に心配なわけですね。それこそ今、南海トラフとかいろんな大地震が起こったとき、それから異常な大雨が降ってくるというようなね、気象状況が異常になってきてる中での心配というのはあるんでね。こういった相談会などを持って、やっぱり早い目の対応ができるならしておく、災害を未然に防ぐということを心がけてやっていただきたい、そのように思っておりますので、積極的に県にも働きかけていただくようお願いをしたいなというふうに思います。

2点目ですね、具体的な公的な補助メニューは見当たらないということであったということはおっしゃっていただいて、残念やったなというふうには思っています。幾ら民地であれ、真裏にそういう危険なところが存在をする、また、実際に水が染み出るだけじゃないですね、湧き出るといふか、もういっぱい出てくるわけですよ。近頃、前に初めて見に行ったとき以上に水の出方はひど

くなっています。そのような状況の中で、ずっとお暮らしの住民の方たちの不安な状況というのはしっかり見ていただきたいというふうに思いますし、対応をね、何らかの形でできることをしていただく。

お聞きしましたところによると、観光産業課、山林のほうで少し対策を講じていくということができるん違うかということで、検討していただいているというようなこともお聞かせいただいたんですが、今じゃなくて以前に聞いたんですが、その辺はどのように進めるのか、もし分かればお答えいただきたい。

○議 長

総務部長。

○総務部長

関連してお答えさせていただきます。

先ほど議員おっしゃっていた地盤品質判定士会というのは、こちらのほうでも把握していますので、その辺の団体も参考にしながら、相談会をできるかどうかということで、もう少し調べながら考えているところでございます。

以前に観光産業課のほうで、多分、補助メニューというのうちのほうも確認してまして、県の市町村資産という補助メニューがあります。それについて対応できないかということも見てるんですけども、一定条件に入るのかどうかということで相談したところ、なかなか難しいのではないかと。ただ、対象になったところで、優先順位がありますので、それに乗っかるかどうかということで、結果として現時点で有益な補助メニューを確認することができないということでお答えをさせていただいております。

以上でございます。

○議 長

稲月議員。

○5 番

今のところ見つかってないということで、私も専門的な知識を大変持って、全国的にこういった防災の観点からあちこちの相談を受けて、いろいろ頑張っておられる地質の専門家の方にも相談をいたしまして、現地をちょっと見てもらったんです。その中では、穴の空いてるところ、とにかくごそっと穴が空くわけですね。その穴については、水が出てくるのを閉じ込めたらもっと大変になるんで、どんどん湧き水は出していくという方向で、地盤自身は粘土質の地盤で、非常に強い。層で言えば真ん中辺りの層がそういう強い粘土質であるということからね、すぐに崩れるというふうな状況ではないのではないかと。穴については砂利、ガラスというんかな、石の小さいのですね。そういうのを詰めていくという応急処置というのは非常に有効ではないかというふうなこと

も聞いておりますので、その辺は観光産業課のほうにもお話しをして、意見のほうは一致したんですけども、その辺での検討を具体的にはね、早いうちにさせていただけたら結構かというふうに思いますし、住んではる地域の方たちにね、今の現状というのかな、行政としてはこういうことは、今んとこ、県としてもお金がないとか、そういうメニューがないので、やっていくというわけにはいかへんけれども、こんなことができるし、危ないときには本当にすぐに避難をしていただく、そういったことの説明とかそんなんを、あっこに住んではる方たちを対象に説明会とか、説明をするというようなことは私は要るんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺の必要性というのはいかがお考えでしょうか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

下垣内の地域の方の説明会が必要かどうかという御質問でございます。

先ほども申しましたけども、これが危険かどうかという判断につきましては、県にも確認しましたけども、専門業者しか分からないと。議員が専門の方に相談されたときには、碎石等を入れれば有効な手段ということでございますけども、町は、仮にそういう碎石を対応しましたところ、今後それで何かあったら、町が対策したということにもなりかねないので、それについては慎重に考えていきたいと、そのように考えてます。

○議 長

稲月議員。

○5 番

やっぱり住民さんが非常に危険であるというふうな認識をされてるし、もともとそういう危険な地域であるということを決めて、県が調べて、指定をしてるわけでしょう。その指定についてはね、指定したからというて補強をしたりとか修繕をするという、そんな義務は一切ないんやと。ただ、危険な地域だから、あなたたちは、何かあったときにはすぐ避難してくださいねという、そういうのがこの警戒地域の指定の在り方というんか、それをするためにやりはったというふうに、私の住んでる若葉台でもそういう地域がありますのでね。一番最初に指定されたときの説明会でそういう話を聞き、「何なん」というふうに思ったんですけどもね。それは理解はしてるんですけどね、そこも含めてね、やっぱり住民って入れ替わりがありますのでね、そういうことを全く認識をされてない方もたくさんいらっしゃるし、その辺での説明も含めてね、住民にはきちっと行政として、だからあなたたちは危なくないよとか、何もできへんけ

どほっとくよとは言わへんけれども、現状を伝える。こういうときにはこうしてほしい、危険があれば知らせてほしいとかね。やっぱりそういったことを、今言えることは伝えるべきなんではないでしょうかと私はと思いますが、なかなか首をかしげておられるんで、難しい。それをやったから、あとは行政の責任になってしまうということもあるとか、さっきおっしゃったけど、それはちょっと違うんじゃないかなとも思います。

今後、こういった危険な地域でいろんな問題が起こってくると思うんでね、その辺の対応というのは、やっぱり住民さんの不安な思い、それをしっかり受け止めながらどう対応していくんか、どういうことが行政としてはできるんかというような説明も含めてね、今後検討していただきたい。すぐに検討を始めたいなというふうに思いますので、本当に安全・安心な地域をつくっていく、非常に危険なところも多い中でね、そういう大きな災害を起こさない、未然に防ぐという観点からね、やっぱり積極的な取組をしていただくようお願いをしておきますので、これについてはもうこれ以上しても前に進みませんので、よろしくお願いをします。

これをもちまして、この3月議会、一般質問で最後になりましたけれども、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長

それでは、稲月議員の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午前11時53分)